

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	保険サービス員健康診断業務
発 注 課	保険事業担当課
選 定 事 業 者	札幌市職員共済組合
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>（1）共済組合は、健康診断及び保健指導をはじめとした総合的な健康管理事業を行うことを目的として健康管理センターを設置している。効果的な健康管理の実施のためには、個々の健診結果に応じた事後指導及び各種検査結果による健康状態の推移と傾向の分析したうえでの健康教育も重要である。本業務は平成18年度の保険サービス員制度発足時から継続して同センターに委託実施しており、効果的な健康診断・健康指導を実施するためには、同一の健診機関による同一の基準に基づいた健診結果を基に検査結果数値等の経年的な変化を把握することが望ましく、別業者となると経年変化が途切れ、適切な健康管理に支障が生じてしまうため。</p> <p>（2）保険サービス員の健康診断の健診区分及び検査項目については多岐にわたるものである。多数の受診者に対して年間を通して実施し、一般健診、婦人科健診及び特殊健診は同一日に実施することができる体制であり、日程の変更等にも柔軟に対応できることが必要である。必要に応じて適宜本市独自の事業に柔軟に対応することができるのは、本市職員の福祉の増進を目的としている共済組合以外にはない。以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、札幌市職員共済組合健康管理センターの運営管理を行っている札幌市職員共済組合に委託することとする。</p>	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和2年 3月 17日